

交渉情報	NO.46	日本郵便信越支社
JP労組信越地方本部	2020年10月19日	添付資料:10枚

「2020年度年末年始業務運行推進要綱に関する要求書」の

地方整理と意思疎通の扱いについて

日本郵便（株）信越支社は、本日（10月19日）「2020年度年末年始業務運行推進・要綱に関する要求書」の地方整理と意思疎通の扱いについて地方本部に説明してきました。

「2020年度年末年始業務運行推進要綱に関する要求書」については、10月8日に日本郵便（株）信越支社に提出し、それ以降、交渉を経て本日10月19日、地方整理をはかりました。

要求内容の前提として、コロナ禍の収束が見通せず、如何にして感染を防ぐかという難しい課題と直面する中、極めて厳しい要員事情のもと不安定な業務運行が想定され、営業の推進とコストコントロール、経費の効率的な使用についても求められています。

現場労使間での意思疎通及び問題解決を基本に、各種業務運行計画の策定、年賀販売方針の浸透、安全・健康管理、サービス関係や職場環境の整備を中心に要求書を提出しました。

最終整理にあたり、佐久間経営管理副本部長から「2020年度年末年始業務運行推進要綱」については、10月8日（火）にJP労組信越地本から意見表明をいただいた。それ以降、窓口において短期間で精力的に交渉いただき、本日整理となった。改めて感謝申し上げます。

JP労組信越地本から16項目にわたる意見表明があり、いずれの意見も年末年始業務運行においては、重要なものと理解している。

特に今年末年始期は、要求書にもあるとおり、未だ感染拡大を続ける新型コロナウイルスへの対策を各局においてしっかり徹底しつつ、加えてインフルエンザへの対応も求められていることから、郵便業務あるいは窓口業務における感染対策をしっかりと行い、年末年始業務運行を行っていききたい。

今年末年始期において、「大口顧客対応と適切なリソース確保」をはじめ、「安全の確保」、「コストコントロール」、「品質の確保」を軸に、今回の整理内容を踏まえ、支社・郵便局が一体となって業務運行に取り組んでいく所存。10月20日に開催される郵便関係部長等会議においても、出席した管理者に対し、内容についてしっかりと落

とし込みを行う。

年賀営業については、郵便事業の経営を支える意味においても重要な営業施策となっているため、今年度は、お客さまから年賀状を差し出していただけるよう、コロナ禍の影響を受ける医療従事者宛に差し出す「エール年賀」等、需要の維持・拡大をしていきたい。また、適正な営業活動、営業指導の徹底を行い、信越管内から不適正営業が発生しないよう取組みたい。

これからの第3四半期は会社の収益に大きく影響する収入確保の時期であるとともに、業務量増加に伴い、経費使用のピークともなるため、適正な要員配置を行い、業務運行確保に努めていく。

昨年度、台風19号の発生により信越各地が被災し、その後も全国各地で自然災害が頻発している。回答にもあるとおり、社員の安全確保が最優先であり、人命第一として取り組んでいく。自然災害に対しては早期の対応を実施し、被害が出ないよう取組みたい。

年末年始業務運行は、労使が共通認識を持ち、一致協力して取り組んでいく必要があると考える。

J P 労組の皆さまからも引き続き、ご協力をお願いします。」との決意が示されました。

それをうけ、地方本部を代表して花見副委員長から、「2020年度年末年始は、コロナ禍における最繁忙期というのがキーワード。例年以上に「職場における安全衛生管理の徹底」が求められていると考える。

インフルエンザ予防接種の費用助成やマスク・消毒液等の調整物品等が措置されることとなっているが、それらを十分に活用し、感染予防効果を最大限高めるためには、一人ひとりの感染予防意識を高めていくことが重要であるため、各職場において労使一体となって意識の醸成に努めていきたいと考える。

業務面においては、EC市場のトレンドが荷量に与える影響や、前年の台風19号被害の影響からの回復度合い、また、この時代に「年賀状」の新たな需要を開拓することができるのか、という部分については注目すべきポイントだと考えている。

2つのウイルスの感染状況と、それによる市場の動向、それぞれ注視する年繁となるが、安全最優先での対応を改めて要請するとともに、各施策の目的とルールをしっかりと労使で共有し、一体となって難局を乗り越えていくことを確認し、大綱整理にあたっての挨拶とさせていただく。」との考え方を示しました。

今後は単局窓口、部会事業推進委員会の窓口および職場事業推進委員会への移行となりますが、分会対応時においては中央交渉及び地方交渉整理内容を踏まえ、分会要求書を提出し意思疎通をはかること、職場事業推進委員会での建設的かつ積極的な意見交換に向けた準備を要請し、交渉整理内容については10月25日（日）信越4会場で開催される郵便交渉担当者会議において説明致します。

なお、支部では本情報を各分会に漏れることなく周知するよう要請します。

整理内容については「2020年度年末年始業務運行推進要綱」に関する要求書に対する回答を参照。

以下特徴的な地本要求に対する支社回答及びコメントを記します。

【項番2】年末年始繁忙期における窓口来局者数の増加により、3密状態が発生する等感染リスクが高まることが懸念される。お客さまが安心して来局されるための感染防止策を講じるとともに、応対する社員の心理的負担を軽減するための方策について明らかにすること。に対し支社は、

現在、飛沫感染や3密状態を回避するための対策を行っており、年末年始期においても引き続き取組を継続していくとしています。

また、年末年始期はこれまで以上のお客さまが郵便局を利用することが想定されるため、12月まで毎月全局に消毒液を配布するほか、社員の心理的負担を軽減するために、洗えるアジャスター付きマスクを短期アルバイトも含む郵便局の全社員に3枚ずつ配布するとしています。

【項番3】郵便局段階での意思疎通について、コミュニケーションルールに基づき、決められた期日までに、旧集配センター統合局所属部会を含めたすべての職場において、丁寧な対応を行うこと。に対し支社は、

昨年度、期日までに開催できなかった郵便局があることから、あらかじめスケジュールを周知し、地方段階で決定した期日までに開催するよう指導したところであり、コミュニケーションルールに基づいた意思疎通ができるよう取り組んでいくとしています。各分会においては、安易に日程変更を申し出ず、期日までに開催するよう支部より指導してください。

また、マネジメント統合局所属部会での部会事業推進委員会の窓口では、安定した業務運行確保のため、受持ち局管理者が部会事業推進委員会の窓口補助者として出席しますので、組合側も部会労使委員会の窓口担当委員の他、旧集配センター所属の組合員（センターリーダー等）1名を臨時的窓口担当補助者として出席してください。

【項番7】コストコントロールについて、各局が誤った運用を行わないよう注視し、その事実が確認された場合は、速やかに是正するよう指導を行うこと。に対し支社は、

業務量予想を踏まえて要員配置計画を策定し、お客さまサービスに支障のないよう

業務運行体制を確保するとしています。また、当日配達すべき郵便物等を安易に翌日以降に処理するなど、正常なオペレーションに支障が生じるような誤った運用をする事実を確認した場合は、速やかに是正するよう指導するとしています。つまり、人件費削減だけに主観を置くのではなく、お客さまに迷惑のかかる郵便物の滞留の解消に努めるとしています。

【項目 10】年賀はがき販売方針については、本部・本社間、地本・支社間で交渉整理した内容を随時検証するとともに、その浸透に向け郵便局への指導を徹底すること。

また、郵便局において誤った推進管理が確認された場合には、適切な推進管理を行うよう是正すること。に対し支社は、

年賀はがき販売方針では、実需に基づかない買取の禁止等、不適正営業の根絶を指導徹底するとしています。特に不適正営業の温床となりかねない、エリア外の営業については、注視していくという回答を引き出しました。

また、販売方針にそぐわない推進管理を行っている情報を把握した際は、状況を確認した上で、必要な指導を行うとしています。

【項目 14】昨今、信越管内においても自然災害が頻繁に発生しており、いつ発生するか予期しえない状況にある。災害発生時や悪天候時の業務運行については、社員の安全確保が最優先であることから、きめ細かな業務指示を行うよう指導を徹底すること。に対し支社は、

自然災害発生時やその可能性がある場合、状況を踏まえた業務運行確保に努めつつ、「社員の安全確保」を最優先に対応し、災害対応マニュアルに基づき「お客さまおよび社員の人命を第一」で行動するとしています。

【項目 16】例年、年末年始にインフルエンザが流行し、正常な業務運行確保に困難をきたす郵便局がある。また、今年は新型コロナウイルス感染拡大を最小限に抑える必要がある。

感染症の予防対策および職場内で流行した場合の業務運行確保策について示すとともに、その指導を徹底すること。

また、必要物品（マスク・消毒用アルコール等）について、不足することがないよう職場と支社の連携を強化すること。に対し支社は、

今年の年末年始は新型コロナウイルスの感染とインフルエンザの感染を最小限に抑

えるため、感染対策として、マスクの着用、時差出勤およびミーティングの簡素化等に確実に取り組むよう指導するとともに、希望する社員のインフルエンザ予防接種の費用を助成するとしています。

また、マスク・消毒用アルコール等の必要物品が不足することがないように、郵便局と支社の連携を強化し、情報収集していくとしています。

【意思疎通等、今後のスケジュールについて】

1. 郵便・物流機能を有する単独マネジメント局（窓口機能のみの単マネ局を除く）

※新潟局は、支社資料「別記」の集配業務に係る項目を除く。

※新潟中央局、両津局、長野南局、佐久局、松本局および飯田局は、自局で選択した深夜勤パターンも説明。

(1) 職場労使委員会の窓口（単局窓口）

職場事業推進委員会の円滑かつ効果的な意見交換に資するため、開催に先立ち、職場労使委員会の窓口で職場事業推進委員会の目的・性格等に照らし、自局で策定した「年末年始業務運行計画」及び「日別要員配置計画」に基づき、支社資料の「別記」事項の説明のほか、必要な調整（職場事業推進委員会の開催日時、場所、出席者、意見交換の議題等）を行う。あわせて、組合要求書を取り扱うこととする。

<11月9日（月）までに終了>

(2) 職場事業推進委員会

職場労使委員会の窓口での調整を踏まえた内容に基づき、業務運行や営業活動を効率的かつ効果的に推進する立場から建設的な意見交換を行う。

<11月9日（月）までに終了>

(3) 組合要求の扱い

年末年始業務運行対策に関する組合要求については、職場労使委員会の窓口で取り扱うこととし、職場推進委員会では取り扱わない。

ただし、職場推進委員会で会社側は、職場労使委員会の窓口での調整を踏まえつつ、同窓口で提起された組合側の建設的な提言を念頭に置いて意見交換を行う。

組合側は、前記の提言や要求を提起する場合には、より具体的方策を提起するよう努める。

(4) 窓口担当補助者の指名

職場労使委員会の窓口を開催する場合、より実質的な意思疎通となるよう、労使双方1名のほか、年末年始業務運行対策に関する部署の者を臨時に窓口担当補助者に指名することができる。

(5) 社員周知

職場推進委員会終了後、業務研究会等を開催する。

<11月27日(金)までに終了>

2. エリアマネジメント局の旧集配センター統合局所属部会

(1) 部会事業推進委員会の窓口

ア 出席者

労使双方窓口担当者1名

臨時の窓口担当補助者(複数指名可)

会社側:「旧集配センター統合局」および「旧集配センターの元受持局」等の
管理者・非組合員から適任者を指名。

組合側:「旧集配センター統合局」の組合員から指名。

イ 意思疎通

年末年始業務運行対策に関する意思疎通については、主として当該旧集配セ
ンター元受持局の管理者(副部長等)が主体となり行う。

<11月9日(月)までに終了>

要求に対する回答及び意思疎通・年繁交渉スケジュール・会社側説明事項について
は、別紙支社資料参照。